

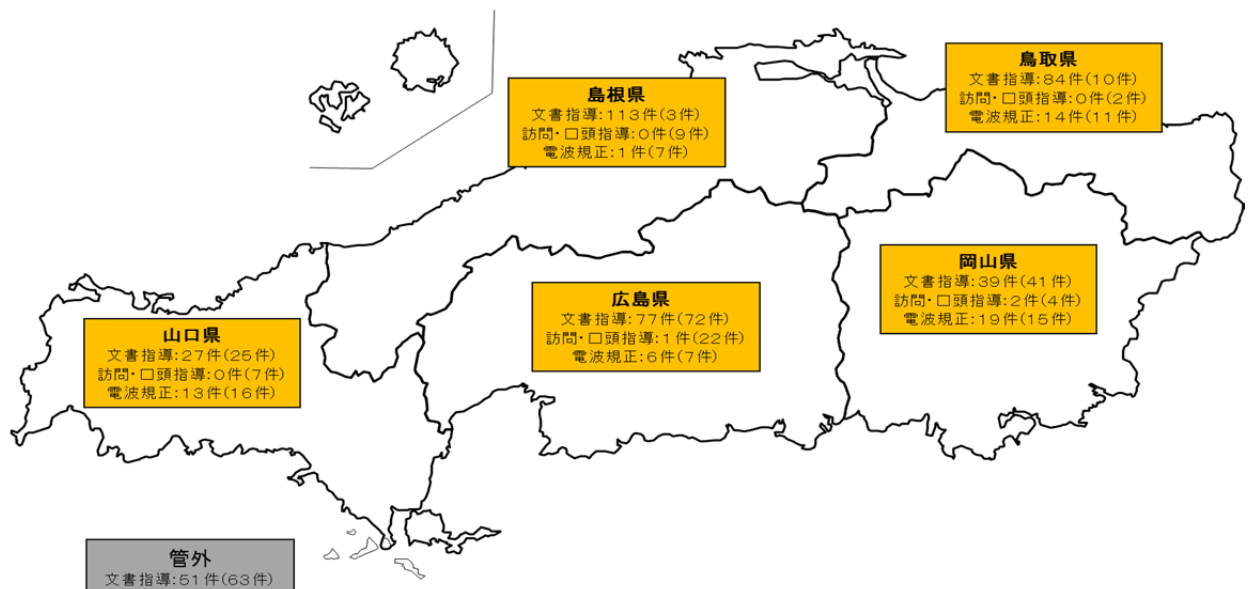
1 不法無線局(注1) 対策等

電波監視や目視により確認した不法無線局に対して、文書指導を13件、警告文書を5件行いました。このほか、違法無線局に文書指導12件、訪問指導1件、電波による規正を30件行いました。

(注1)：不法無線局とは、総務大臣の免許を受けずに開設している無線局のことで、不法無線局を開設した場合、電波法第110条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

平成23年度の不法無線局対策と比べて、特に、島根県及び鳥取県において船舶の無線局に対する調査を強化したことから、文書指導件数が大幅に増加しました。

不法無線局対策等の件数（地域別）



注：（）内は平成23年度分

## 2 電波の安全性に関する周知・啓発

携帯電話、無線LANや電子タグ等の普及などにより私たちの生活の隅々にまで電波の利用が広がっているなかで、誰もが安心して安全に電波を利用することができる環境を実現するため、電波を利用される企業等や一般の方々などを対象として、「電波の安全性に関する説明会」を2月22日（金）下関市で開催し、70名の参加者がありました。

（説明会会場の模様）



## 3 電波利用ルールの周知・啓発

流通分野の周知・啓発活動として、岡山県の家電量販店、ホームセンター、カー用品店等を62店舗訪問し、特に微弱と称するワイヤレス機器の販売について、電波利用ルールの周知・啓発を行いました。

## 4 混信・電磁障害申告の状況

1～3までの取り組みを行うとともに、外部からの重要無線通信妨害(注2)申告等に迅速に対応しています。第4四半期に当局に寄せられた申告・相談件数は33件で、昨年度と比較すると若干増加しました。

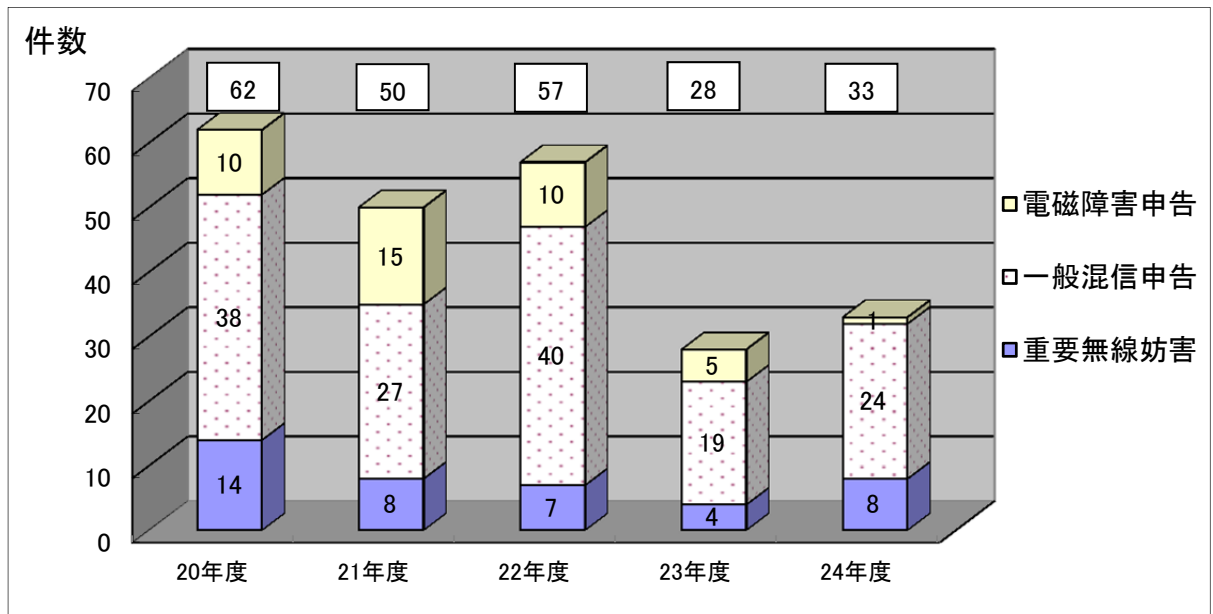
重要無線通信妨害に関する申告は8件、業務用無線やアマチュア無線の一般無線局への混信に関する申告は24件、人体への電磁波の影響の相談や家庭電化製品等への障害に関する電磁障害申告は1件となっています。

（注2）：重要無線通信妨害とは、電気通信、放送、警察、防災行政、消防、航空、船舶、気象、電気、鉄道に係る無線通信への妨害をいいます。

なお、重要無線通信妨害の原因別申告件数は、自治体消防用無線局の通信障害2件、防災行政用無線電話への通信障害1件、MCA陸上移動無線雑音混入1件、船舶用無線電話への通信障害2件、航空機・船舶用非常無線の誤発射2件の計8件です。

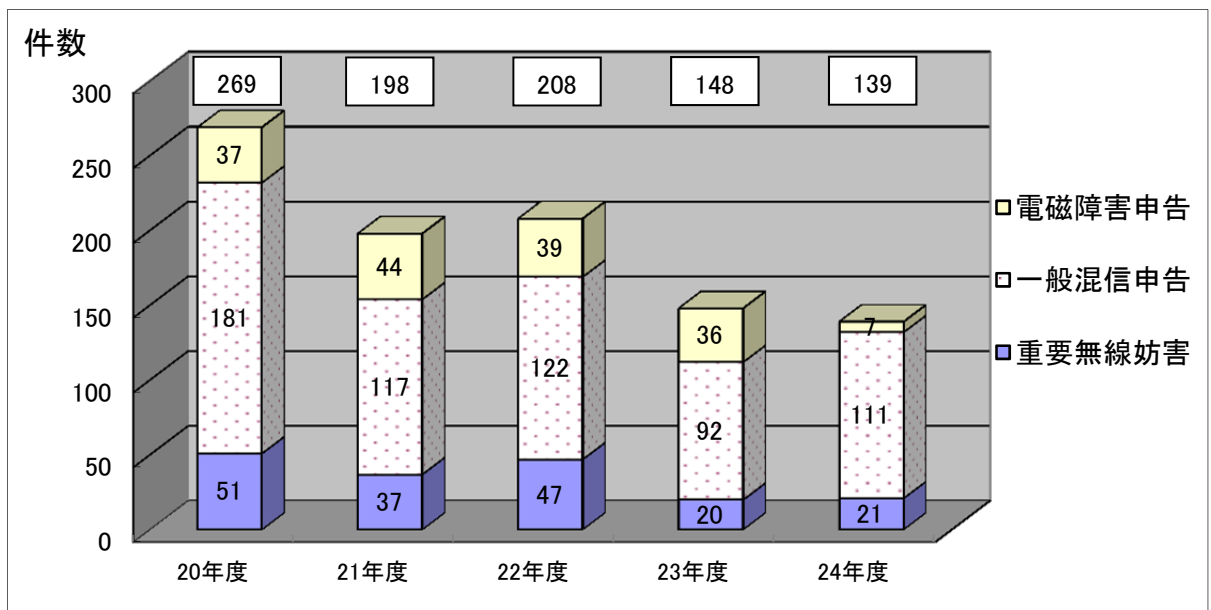
当局では、これらの案件に対して移動探査を行うなど、妨害源への対策を講じております。

○年度別申告状況（第4四半期）



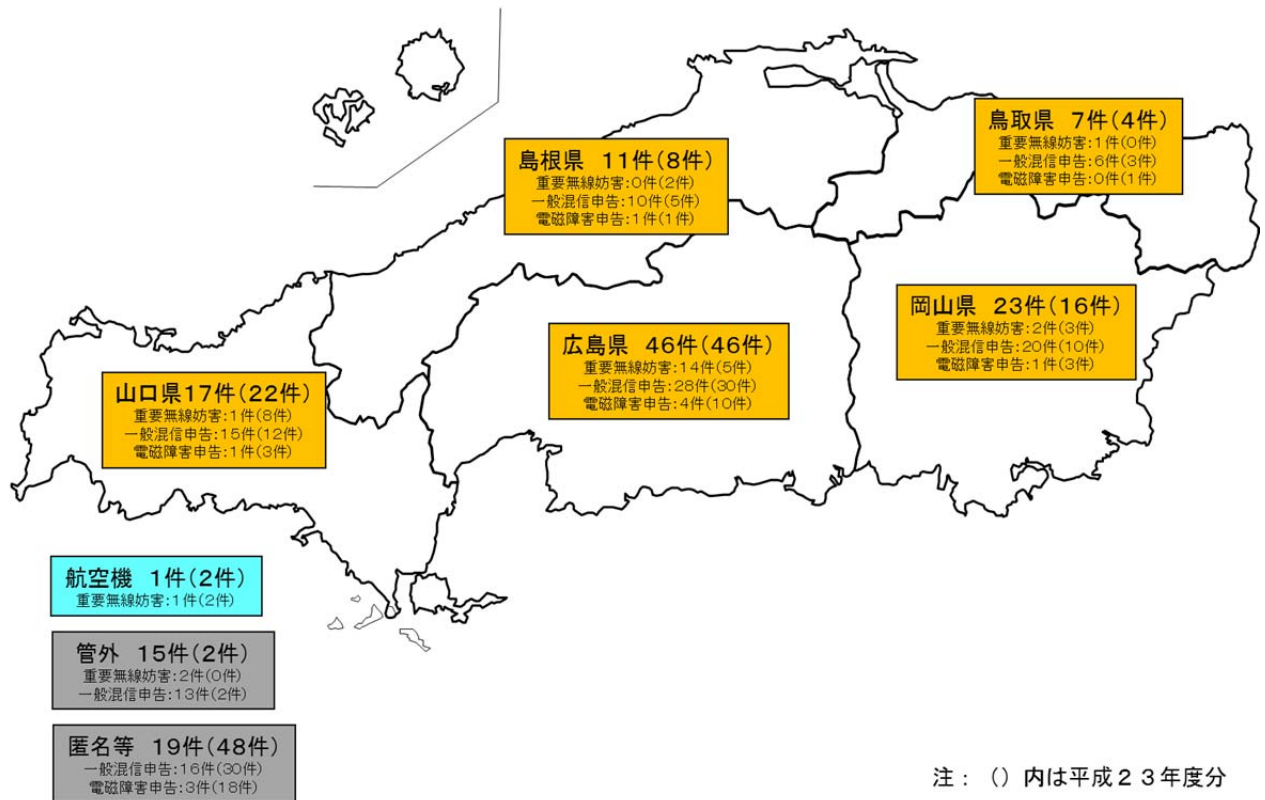
また、平成24年度1年間の申告件数は139件で、重要無線通信妨害については、21件となっています。

○年度別申告状況



平成24年度の申告件数139件の地域別内訳は、鳥取県7件、島根県11件、岡山県23件、広島県46件、山口県17件、航空機関係1件、管外15件及び匿名等19件となっています。

## 申告件数（地域別）



今後も当局では、誰もが安心して利用できる電波利用環境を確保するため、これらの混信申告や相談への迅速な対応、不法無線局対策、電波の安全性に関するリテラシーの向上、電波利用ルールに関する周知啓発の取り組みを推進してまいります。